

参考資料



国土交通省 自転車活用推進本部

自転車活用推進法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。

4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備

二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し

三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備

四 自転車競技のための施設の整備

五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備

六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上

七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化

八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発

九 自転車の活用による国民の健康の保持増進

十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上

十一 自転車と公共交通機関との連携の促進

十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備

十三 自転車を活用した国際交流の促進

十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援

十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

第三章 自転車活用推進計画等

(自転車活用推進計画)

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

(都道府県自転車活用推進計画)

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村自転車活用推進計画)

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 自転車活用推進本部

(設置及び所掌事務)

第十二条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部（次項及び次条において「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織等)

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2 本部長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務大臣

二 文部科学大臣

三 厚生労働大臣

四 経済産業大臣

五 環境大臣

六 内閣官房長官

七 国家公安委員会委員長

八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(自転車の日及び自転車月間)

第十四条 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置)

第二条 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「市町村である」及び「市町村道であつて」を削り、同条第二項中「市町村である」を削る。

(国土交通省設置法の一部改正)

第五条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

第四条第一項第百十七号の次に次の一号を加える。

百十七の二 自転車活用推進計画(自転車活用推進法(平成二十八年法律第百十三号)第九条第一項に規定する自転車活用推進計画をいう。)の作成及び推進に関すること。

第二十七条第二項中「小笠原総合事務所」を「小笠原総合事務所 自転車活用推進本部」に改める。

第三章第三節中第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

(自転車活用推進本部)

第二十九条の二 自転車活用推進本部については、自転車活用推進法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

自転車活用推進計画(抜粋)

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(5) 附則に対する今後の取組方針

法の附則第3条第1項に基づく、「自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方」については、自転車利用者の法令違反に対して、引き続き、指導取締りの徹底を図るほか、平成27年6月から施行された自転車運転者講習制度の運用状況や自転車事故の発生状況、法令違反の内容等も踏まえつつ、必要に応じて違反行為への対応の在り方について検討を進める。

また、法の附則第3条第2項に基づく、「自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度」については、地方公共団体に対して、条例等による損害賠償責任保険等への加入促進を図ることを要請するとともに、これによる損害賠償責任保険等への加入状況等を踏まえつつ、新たな保障制度の必要性等について検討を行う。

条例により自転車利用者等に対して損害賠償責任保険の加入を義務付けている都道府県

		埼玉県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	鹿児島県
条例の名称		埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例	滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例	大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例
条例の種類		義務	義務	義務	義務	義務	義務
自転車損害保険等への加入等	自転車利用者	(第11条1項) 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その自転車の利用に係る自転車損害賠償等(自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済をいう。以下この条及び次条において同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しているときは、この限りでない。	(第14条1項) 自転車利用者は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	(第16条1項) 自転車を利用する者(未成年者を除く。)は、自らが被保険者又は被共済者(以下「被保険者等」という。)となる自転車損害賠償等に係る契約の締結又は当該契約への加入(以下「契約の締結等」という。)をしなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該契約の締結等がされているときは、この限りでない。	(第12条1項) 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体に被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。	(第13条1項) 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(その自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体に被害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	(第11条1項) 自転車利用者は、自転車の利用するに当たり、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
	保護者	(第11条2項) 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しているときは、この限りでない。		(第16条2項) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等の被保険者等となる契約の締結等を行わなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該契約の締結等がされているときは、この限りでない。	(第12条2項) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。	(第13条2項) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	
	事業者	(第11条3項) 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しているときは、この限りでない。	(第14条2項) 事業者は、その事業活動において従業員その他事業に係る者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。	(第17条) 事業者は、その事業活動においてその従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車を利用する従業員が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等の被保険者等となる契約の締結等を行わなければならない。	(第12条3項) 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。	(第13条3項) 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。	(第11条5項) 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用させるに当たり、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
	自転車貸付業者	(第11条4項) 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しなければならない。ただし、当該自転車の貸付けを業とする者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しているときは、この限りでない。		(第18条) 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等の被保険者等となる契約の締結等を行わなければならない。			(第11条4項) 自転車貸付業者は、貸付けの用に供する自転車を利用させるに当たり自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

条例により自転車利用者等に対して損害賠償責任保険の加入を義務付けている都道府県

		埼玉県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	鹿児島県	
自転車損害 保険等への 加入の確認等	自転車小 売等業者	(第12条1項) 自転車の小売を業とする者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車の小売を業とする者は、自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかったときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。	(第15条1項) 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認しなければならない。 (第15条2項) 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等の加入を勧奨するものとする。	(第19条1項) 自転車小売等業者は、自転車の販売等に当たっては、その顧客等が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するよう努めなければならない。 (第19条2項) 自転車小売等業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に係る契約の締結等がされているかどうかを確認することができなかったときは、当該顧客等に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供するよう努めなければならない。	(第13条1項) 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車購入者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 (第13条2項) 自転車小売業者は、前項の規定による確認により自転車利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。	(第14条1項) 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認しなければならない。 (第14条2項) 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等の加入を勧めるようにするものとする。	(第11条2項) 自転車販売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認しなければならない。 (第11条3項) 前項の場合において、自転車損害賠償保険等に加入していることを確認することができないときは、自転車販売業者は、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等へ加入を勧めるよう努めなければならない。	
	自転車 貸付業者		(第15条3項) 第15条1項、2項の規定は、自転車の貸付けを業とする者が自転車を貸し付けるときについて準用する。	(第19条3項) 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等の内容に関する情報を提供しなければならない。	(第13条3項) 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し付けるよう努めなければならない。	(第14条3項) 第14条1項、2項の規定は、自転車貸付業者が自転車を貸し付けるときについて準用する。		
	自転車 駐車場 管理業者			(第19条4項) 自転車駐車場管理業者は、その管理する自転車駐車場の利用者に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供するよう努めなければならない。				
	学校長	(第12条2項) 学校の設置者及び長は、通学に自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、学校の設置者及び長は、自転車損害賠償等に加入していることを確認することができなかったときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供するよう努めなければならない。		(第19条6項) 小学校等、学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校及び大学等の長並びに学習塾その他これに類する学習支援業を営む施設を開設する者は、その児童、生徒又は学生(以下「児童等」という。)のうち、通常の通学等の方法として府内で自転車を利用する児童等があることを知ったときは、当該児童等が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するよう努めなければならない。 (第19条8項) 第19条2項の規定は、第19条6項の場合について準用する。				

条例により自転車利用者等に対して損害賠償責任保険の加入を義務付けている都道府県

		埼玉県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	鹿児島県
自転車損害 保険等への 加入の確認等	事業者			(第19条7項) 事業者は、その従業者のうちに、 通常の通勤の方法として府内で自 転車を利用する従業者があることを 知ったときは、当該従業者が当該自 転車の利用に係る自転車損害保険 等の被保険者等となる契約の締結 等がされているかどうかを確認する よう努めなければならない。 (第19条8項) 第19条2項の規定は、第19条7項の 場合について準用する。			
	宅地建物 取引業者 等			(第19条5項) 宅地建物取引業者等は、その全部 又は一部を居住の用に供する建物 につき売却若しくは交換(当該建物 を引き渡す場合に限る。以下同 じ。)又は売却、交換若しくは賃借の 代理若しくは媒介を行う場合の取引 の相手方(賃借の代理又は媒介に あつては、賃借人)又はその管理す る賃貸住宅の賃借人に対し、自転 車損害保険等に関する情報を提供 するよう努めなければならない。			
情報の提供等		(第12条3項) 県は、関係団体と連携し、自転車 損害保険等への加入を促進するた め、自転車損害保険等に関する情 報の提供その他の必要な施策を講 ずるものとする。	(第14条3項) 県は、自転車利用者の自転車損害 賠償保険等への加入を促進するた め、自転車損害賠償保険等に関す る情報の提供その他必要な措置を 講ずるものとする。	(第20条) 府は、自転車損害保険等に係る契 約の締結等を促進するため、自転 車損害保険等を引き受ける保険者 等と連携し、自転車損害保険等 に関する情報の提供その他の必要 な措置を講ずるものとする。	(第12条4項) 府及び交通安全団体は、自転車損 害賠償保険等に加入しようとする者 の利便に資するため、相互の連携 及び協力の下に、自転車損害賠償 保険等の加入に関する情報を提供 するよう努めなければならない。	(第15条) 県、交通安全団体、自転車損害賠 償保険等を引き受ける保険者等 は、自転車損害賠償保険等に加入 する者の利便に資するため、相互 の連携及び協力の下、自転車損害 賠償保険等に関する情報の提供そ の他の措置を講ずるよう努めな ければならない。	(第11条6項) 県及び関係団体は、自転車損害賠 償保険等に加入する者の利便に資 するため、自転車損害賠償保険等 に関する情報の提供その他の必要 な措置を講ずるよう努めるもの とする。

条例により自転車利用者等に対して損害賠償責任保険の加入を義務付けている政令市

		さいたま市	相模原市	名古屋市	京都市	堺市
条例の名称		さいたま市自転車のまちづくり推進条例	相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例	名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	京都市自転車安心安全条例	堺市自転車のまちづくり推進条例
条例の種類		義務	義務	義務	義務	義務
自転車損害保険等への加入等	自転車利用者	(第14条1項) 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。	(第12条1項) 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(その自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	(第14条1項) 自転車利用者(未成年者及び事業活動のために自転車を利用する者を除く。)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。	(第9条1項) 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者となっているときは、この限りでない。	(第8条2項) 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入が当該自転車利用者以外の者によりなされているときは、この限りでない。
	保護者	(第14条2項) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しているときは、この限りでない。	(第12条2項) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	(第14条2項) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。	(第9条2項) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者となっているときは、この限りでない。	(第8条3項) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
	事業者	(第14条3項) 事業者は、その事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しているときは、この限りでない。	(第12条3項) 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。	(第14条3項) 事業者は、その事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。	(第9条3項) 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。	(第8条4項) 事業者は、従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。
	自転車貸付業者	(第14条4項) 自転車貸出業者は、その貸出しの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸出業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入しているときは、この限りでない。			(第9条4項) 自転車貸出業者等は、自転車を借り受けようとする者に自転車を貸し出すときは、当該自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。	

条例により自転車利用者等に対して損害賠償責任保険の加入を義務付けている政令市

		さいたま市	相模原市	名古屋市	京都市	堺市
自転車損害 保険等への 加入の確認等	自転車小 売等業者	(第15条3項) 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車小売業者は、自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。	(第13条1項) 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認しなければならない。 (第13条2項) 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等の加入を勧奨するものとする。	(第15条1項) 自転車小売業者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車購入者(自転車を購入する者をいう。以下同じ。)に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 (第15条2項) 自転車小売業者は、前項の規定による加入の確認により自転車の利用に係る自転車損害賠償等に加入していることを認められないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。	(第10条1項) 自転車小売等業者は、自転車を販売し、又は整備し、若しくは修理するに当たっては、当該自転車を購入しようとする者又は当該自転車の整備若しくは修理を依頼する者(以下「自転車購入者等」という。)が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車購入者等が当該自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であることを確認することができないときは、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。	
	自転車 貸付業者		(第13条3項) 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し付けなければならない。	(第15条3項) 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し出すよう努めなければならない。		
	自転車 駐車場 管理者				(第10条2項) 自転車駐車場管理業者は、その管理する自転車駐車場の利用者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。	
	学校長	(第15条2項) 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長は、自転車通学を認めた生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、これらの学校の長は、自転車損害賠償等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該生徒又はその保護者に対し、自転車損害賠償等に関する情報を提供するよう努めなければならない。			(第10条5項) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校並びに各種学校の長は、児童、生徒及び学生(以下「学生等」という。)が本市の区域内において自転車を通学に利用していることを知ったときは、当該学生等が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。	

条例により自転車利用者等に対して損害賠償責任保険の加入を義務付けている政令市

		さいたま市	相模原市	名古屋市	京都市	堺市
	事業者				(第10条4項) 事業者は、従業者が本市の区域内において自転車を通勤に利用していることを知ったときは、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。	
	宅地建物取引業者等				(第10条3項) 宅地建物取引業者等は、その全部又は一部を居住の用に供する建物につき売却若しくは交換(当該建物を引き渡す場合に限る。以下同じ。)又は売却、交換若しくは賃借の代理若しくは媒介を行う場合の取引の相手方(賃借の代理又は媒介にあつては、賃借人)又はその管理する賃貸住宅の賃借人に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。	
情報の提供等		(第15条1項) 市は、埼玉県及び交通安全団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。	(第12条4項) 市、関係団体及び自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者等は、自転車損害賠償保険等に参加する者の利便に資するため、相互の連携及び協力の下、保険料及び賠償事例等自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。	(第14条4項) 市は、自転車損害賠償保険等に参加しようとする者の利便に資するため、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するものとする。		(第8条1項) 市は、自転車利用者等に対し、自転車に起因する事故がもたらす被害等の情報について周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等に参加するよう啓発を行うものとする。

条例により自転車利用者等に対して損害賠償責任保険の加入を努力義務としている都道府県

		北海道	群馬県	千葉県	東京都	鳥取県
条例の名称		北海道自転車条例	群馬県交通安全条例	千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	鳥取県支え愛交通安全条例
条例の種類		努力義務	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務
自転車損害保険等への加入等	自転車利用者	(第16条1項) 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。	(第9条2項) 自転車を運転する者は、自転車の定期的な点検及び整備、自転車事故の防止に関する知識の習得並びに自転車事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入に努めるものとする。	(第15条1項) 自転車利用者(児童等である場合にあつては、その保護者)は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。	(第27条1項) 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済(以下において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。	(第15条1項) 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(以下「自転車損害賠償保険等」という。)に加入するよう努めるものとする。
	保護者					(第15条2項) 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。
	事業者	(第16条3項) 自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)その他の自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。		(第15条2項) 自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。	(第27条2項) 第27条1項の規定は、自転車使用事業者について準用する。	(第15条3項) 事業者は、事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。
	自転車貸付業者	(第16条3項) 自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)その他の自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。		(第15条2項) 自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。		(第15条4項) 自転車の貸付けを業とする者は、自転車を客に利用させるために貸し付けるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

条例により自転車利用者等に対して損害賠償責任保険の加入を努力義務としている都道府県

		北海道	群馬県	千葉県	東京都	鳥取県
自転車損害保険等への加入の確認等	自転車小売業者	(第16条2項) 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。	(第9条3項) 自転車を販売する者は、自転車の購入者に対し、自転車の定期的な点検及び整備並びに損害を賠償するための保険等への加入の必要性その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供に努めなければならない。	(第9条2項) 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車の交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(以下「自転車損害賠償保険等」という。)の必要性及び効果を説明するよう努めるものとする。	(第28条2項) 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、第27条第1項に規定する自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。	(第15条5項) 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するように努めるものとする。
	自転車貸付業者					
	自転車駐車場管理業者					
	学校長					
	事業者					
	宅地建物取引業者等					
情報の提供等		(第12条2項) 道は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。	(第9条4項) 県は、自転車事故の防止に関する啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。	(第16条2項) 県は、自転車利用者がその利用する自転車に関係する交通事故によって生じた損害を賠償する責任を負う場合があることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入を促進するために必要な情報を提供するものとする。	(第28条1項) 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。	(第17条) 県は、自転車損害賠償保険等への加入、乗車用ヘルメットの着用等、自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう啓発を行うものとする。

条例により自転車利用者等に対して損害賠償責任保険の加入を努力義務としている都道府県

		徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	熊本県
条例の名称		徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例	香川県自転車の安全利用に関する条例	愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例	福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
条例の種類		努力義務	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務
自転車損害保険等への加入等	自転車利用者	(第14条1項) 自転車を利用する者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済(以下において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(第12条1項) 自転車利用者は、自転車損害保険等に参加するよう努めなければならない。	(第5条2項) 自転車を利用する者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得及び自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(以下「自転車損害賠償保険等」という。)への加入に努めなければならない。	(第13条1項) 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入するよう努めなければならない。	(第5条4項) 自転車利用者は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときはこれにより生じた損害を賠償する責めに任ぜられることがあることを認識するとともに、当該損害を賠償する責任が発生したときにこれによる自転車利用者の損害を保険会社等が填補することを約する契約(以下「自転車損害賠償保険等」という。)の締結その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
	保護者	(第14条2項) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、第14条1項に規定する措置を講ずるよう努めなければならない。	(第12条2項) 保護者は、その監護に係る未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に参加するよう努めなければならない。		(第13条2項) 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。	
	事業者		(第12条3項) 事業活動において従業者に自転車を利用させる者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償等に参加するよう努めなければならない。		(第13条3項) 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。	
	自転車貸付業者					

条例により自転車利用者等に対して損害賠償責任保険の加入を努力義務としている都道府県

		徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	熊本県
自転車損害保険等への加入の確認等	自転車小売業者		(第13条1項) 自転車の販売を業とする者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。 (第13条2項) 自転車の販売を業とする者は、前項の規定による確認により加入していることが確認されなかったときは、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。		(第14条1項) 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 (第14条2項) 自転車小売業者は、前項の規定による確認により自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。	(第9条2項) 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。
	自転車貸付業者				(第14条3項) 第14条1項、2項の規定は、自転車貸付業者が自転車を貸し付けるときについて準用する。	
	自転車駐車場管理業者					
	学校長					(第7条3項) 学校の長は、当該学校に在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。
	事業者					(第8条2項) 事業者は、その従業員に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。
	宅地建物取引業者等					
情報の提供等		(第15条2項) 県は、自転車を利用する者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	(第14条) 県及び関係団体は、自転車損害賠償等について、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	(第12条2項) 県は、自転車を利用する者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。		(第12条) 県は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときはこれにより生じた損害を賠償する責めに任ぜられることがあることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

条例により自転車利用者等に対して損害賠償責任保険の加入を努力義務としている政令市

		千葉市	静岡市	福岡市
条例の名称		千葉市自転車を活用したまちづくり条例	静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例	福岡市自転車の安全利用に関する条例
条例の種類		努力義務	努力義務	努力義務
自転車損害保険等への加入等	自転車利用者	(第20条1項) 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車保険等に加入するよう努めるものとする。ただし、当該自転車利用者の自転車保険等への加入が当該自転車利用者以外の者によりなされているときは、この限りでない。	(第7条3項) 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(以下「自転車損害保険等」という。)への加入に努めなければならない。	(第6条4項) 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。
	保護者	(第20条2項) 保護者は、その保護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車保険等に加入するよう努めるものとする。ただし、当該未成年者の自転車保険等への加入が当該保護者以外の者によりなされているときは、この限りでない。	(第12条3項) 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。	(第7条4項) 保護者は、子が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、子に係る自転車事故の保険等に加入するよう努めなければならない。
	事業者	(第20条3項) 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車保険等に加入するよう努めるとともに、通勤で自転車を利用する従業員に対し、自転車保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。		
	自転車貸付業者			
自転車損害保険等への加入の確認等	自転車小売業者等	(第20条5項) 市、関係団体及び自転車小売業者等は、自転車利用者に対し、自転車に起因する事故がもたらす被害等の情報について周知を図り、自転車保険等に加入するよう啓発を行うとともに、自転車保険等に加入しようとする者の利便に資するため、相互の連携及び協力の下に、自転車保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。	(第14条2項) 市、交通安全団体、自転車小売業者等は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	(第10条1項) 自転車販売業者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対し、第6条及び第7条に定める責務の周知並びに自転車事故の保険等に関する情報の提供に努めなければならない。
	自転車貸付業者			
	自転車駐車場管理業者			
	学校長	(第20条4項) 学校及び専修学校等の長は、児童、生徒、学生及びその保護者に対し、自転車保険等への加入に関する啓発を行うよう努めるものとする。		
	事業者			
	宅地建物取引業者等			
情報の提供等		(第20条5項) 市、関係団体及び自転車小売業者等は、自転車利用者に対し、自転車に起因する事故がもたらす被害等の情報について周知を図り、自転車保険等に加入するよう啓発を行うとともに、自転車保険等に加入しようとする者の利便に資するため、相互の連携及び協力の下に、自転車保険等の加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。	(第14条2項) 市、交通安全団体、自転車小売業者等は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	